

地方法人課税の偏在是正を求める意見書

現在、国においては、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方創生に向けた検討がなされている。

このような中、本年9月12日に、まち・ひと・しごと創生本部が決定した「基本方針」では、「東京一極集中の歯止め」が「基本的視点」の一つに位置付けられたところであるが、この「東京一極集中の歯止め」を実現させるためには、偏在が著しい地方法人課税の偏在是正が極めて重要であり、そのための必要な措置を講じることが求められるものである。

よって、国におかれては、下記事項について、十分検討の上実施されるよう強く要望する。

記

- 1 平成26年度税制改正では、地方法人特別税・譲与税が1/3縮減されたところであるが、税制改正大綱においては「現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずる」とされたことを踏まえ、平成27年度税制改正において、平成25年までの地方法人特別税・譲与税と同等の偏在是正効果が生じるような税制上の措置を講じること。
- 2 平成26年度において創設された地方法人税（全額が交付税原資化）については、地方消費税率の引き上げが予定されている中、さらにこれを拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

熊本県議会 議長 前川 収

衆議院議長	様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
地方創生担当大臣	石破茂様
内閣官房長官	菅義偉様